平成２１年第１９号綱紀事件

議　決　書

東京都千代田区三崎町２－１７－８
皆川ビル３０１　朔気付
懲戒請求者　ユニオン東京合同
執行委員長　佐　藤　陽　治

東京都千代田区丸の内３丁目３番１号
新東京ビル９階９１７区
対象弁護士　伊　藤　昌　毅
（登録番号　１８８５３）

上記対象弁護士にかかる頭書綱紀事件について，当委員会は，調査審議の上，次のとおり議決する。

主　文

懲戒委員会に事案の審査を求めないことを相当とする。

理　由

第１　事案の概要

本件は，対象弁護士が使用者側で受任した労働事件に関し，その相手方たる労働組合から，使用者の違法行為を是認する対象弁護士の行動が「所属弁護士会の秩序又は信用を害し，その他職務の内外を問わずその品位を失うべき非行である」として，懲戒請求がなされた事案である。

第２　懲戒請求事由の要旨

社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会（以下「使用者」という。）の従業員児島正城（懲戒請求者である労働組合の組合員。以下「労働者」という。）は，平成２０年２月に腰椎症を発症し，これは業務災害として三田労働基準監督署に労災認定されているところ，使用者は，平成２１年２月２７日付で，労働者に対して「雇用契約終了の予告通知」（以下「本件予告通知」という。）を送付した。

本件予告通知は，労災休業中の解雇を禁ずる労働基準法第１９条に抵触する違法なものであるが，使用者は本件予告通知を撤回していない。

この使用者の違法行為を対象弁護士は是認しているが，そのような対象弁護士の行為は，法に基づいて行動すべき弁護士制度への信頼を傷つけるものであり，所属弁護士会の秩序又は信用を害し，その他職務の内外を問わずその品位を失うべき非行である。

第３　対象弁護士の答弁

使用者が労働者に対して平成２１年２月２７日付で本件予告通知を送付したこと，労働者が平成２０年２月に腰椎症を発症したとして三田労働基準監督署に労災申請し，三田労働基準監督署が支給決定を行ったこと，平成２１年３月１６日時点で使用者が本件予告通知を撤回していないことは認め（但し，本件予告通知は同年３月３０日付で撤回された。），労働者が労働組合に加入する組合員であることは不知，その余は争う。

使用者と労働者は期間を１年（平成２０年４月１日～平成２１年３月３１日）とする有期労働契約を締結していたところ，本件予告通知は，あくまでも期間満了をもって更新しない旨を予告する雇止めの通知であって，労働基準法第１９条で禁じられた解雇ではないため，対象弁護士が使用者の違法行為を是認しているとの懲戒請求者の主張は失当である。

しかも，使用者が，三田労働基準監督署から労災認定（支給決定）する方向で手続を進めている旨の情報提供を受けたのは，本件予告通知を送付した後で

あるし，その後も，使用者は，労働者のもとに届く三田労働基準監督署の支給決定通知の内容を確認した上で，本件予告通知について適切に対応をしようとしていたのであるから，使用者から相談を受けて必要に応じて助言していた対象弁護士において，弁護士としての品位を失すべき非行など微塵も存しない。

第４　判断の資料

別紙資料目録記載のとおり

第５　当委員会の判断

１　前提事実

(1)　対象弁護士と使用者の関係

対象弁護士は，使用者から，労働組合（懲戒請求者）との間の団体交渉に出席して交渉を行う権限を委任され，使用者と労働組合との間で実施される団体交渉に出席し，また，労働組合が使用者を相手方として東京都労働委員会に申し立てた不当労働行為救済命令申立事件について委任を受け，代理人として同事件に携わった。

(2)　使用者が本件予告通知を送付した経緯

使用者は，労働者との間で期間を１年間（平成２０年４月１日～平成２１年３月３１日）と定めた有期労働契約を締結していた。

しかし，労働者は，平成２０年４月に３日間出勤したほかは，平成２１年２月までの間，上記契約に従った労務の提供を行うことがなく，また，使用者が，平成２１年２月下旬に主治医に労働者の症状を尋ねたところ，就労できる状況ではないとの見解であった。

そこで，使用者は，労働者が１年近くにわたって体調が整わずに長期に療養しており，十分な業務遂行ができない状態にあることに鑑み，本件予告通知をもって，期間満了日である平成２１年３月３１日をもって労働契約が終了することを通知した。

なお，使用者が，三田労働基準監督署から，労働者の労災申請に対して支給決定をする方向で手続きを進めている旨の情報を提供されたのは，本件予

告通知を送付した後であった。

(3)　使用者と対象弁護士の対応

以下の出来事は，全て平成２１年のことである。

ア　３月１２日の団体交渉

労働組合から使用者に送付された３月６日付要求書には，３月５日に三田労働基準監督署が労働者の腰痛症を業務起因の腰痛症と認定したことが記載されていたものの，それを裏付ける資料は添付されていなかった。

使用者は，対象弁護士の同席の下で，３月１２日に労働組合と団体交渉を開催した。同日の団体交渉では，労働者に対する本件予告通知の取扱いと労働者の職場復帰の問題が中心的な議題となった。

団体交渉の席上，労働組合から労働者の解雇は労働基準法第１９条に違反するとの見解が述べられたが，対象弁護士は，同日の団体交渉までに三田労働基準監督署の決定通知によって労災認定がされたことを正式に確認できていないこと，労働者は有期職員でありその雇止めは労働基準法第１９条の解雇そのものではなく同条は直接適用されないことを指摘した。

そのうえで，対象弁護士は，仮に労働者の腰痛が業務災害と認定されたのであれば，労働者は更新により長期間雇用されてきたことから，労働基準法第１９条との関係で雇止めが合理的理由を欠くと判断される可能性もあり得るとの見解を示し，労働者のもとに届く三田労働基準監督署の支給決定通知を確認したうえで，本件予告通知の撤回について慎重かつ適切に判断したい旨の使用者としての意向を述べた。

そして，最終的に対象弁護士は，団体交渉の翌日である１３日午前中に三田労働基準監督署からの支給決定通知を，労働組合または労働者からＦＡＸで送付してもらったうえで，改めてその写しの提供を受けるという前提で，使用者において三田労働基準監督署の決定内容を確認し，３月１９日までには雇止め予告の維持または撤回について連絡する旨回答した。

イ　３月１３日のＦＡＸ

しかし，団体交渉の翌日である３月１３日に労働者から使用者にＦＡＸ送付された支給決定通知は，その印字が不鮮明であり，判読不能な文字が多々存在したうえに，金額や期間，日数等が黒塗りされていた。

ウ　３月１７日付「ご連絡」

そこで，使用者は，本件予告通知を撤回するか否かを判断するにあたり，三田労働基準監督署の決定内容を確認することが不可欠であったことから，３月１７日付で，労働組合に対して，支給決定の内容について判読可能な状態でコピーを送付するよう依頼した。

しかし，労働組合は，前記団体交渉において回答期限とした同月１９日までにこれに応じることなく，本件予告通知の撤回を要求するだけであった。

エ　３月１９日付「本日付要求書に対し」

そこで，使用者は，労働組合に対し，３月１９日付で，労働者の傷病が治癒しているのか，使用者の業務といかなる関連性を有しているのか等を確認する上で，支給決定の期間は重要な事項であり，本件予告通知の撤回について検討するために必要な情報である旨を具体的に説明するとともに，回答の前提条件である三田労働基準監督署の支給決定通知の写しの提供を受けていない状態にあることから，同日までに労働者に対する本件予告通知に関する回答をできない旨を連絡した。

オ　３月２５日付「『雇用契約終了の予告通知』撤回要求書に対し」

ところが，労働組合は，前記エの使用者の連絡について，「あたかも責任を児島組合員と組合に転嫁するが如きもの」であり，「何よりも育成会が行わなければならないことは，平成２１年２月２７日付『雇用契約終了の予告通知』を撤回することである。即刻の撤回を要求する。」として，本件予告通知の撤回を要求するだけであった。

そこで，使用者は，３月２５日付で，労働組合に対し，公的文書によって労働者の労災申請に対する決定内容を確認した上で本件予告通知を撤回するか否かを検討する方針に変わりはないことを告げ，鮮明に印字されており，期間が黒塗りされていない支給決定通知の写しを送付ないし持参するよう求めた。

しかし，労働組合または労働者から使用者のもとに支給決定内容を確認できる支給決定通知の写しが提供されないまま，労働者が東京地方裁判所に対し，使用者を債務者とする地位保全仮処分命令を申し立てた。この仮

処分命令申立関係書類の中に含まれていた証拠の中に，鮮明かつ期間等が黒塗りされていない支給決定通知の写しが含まれていたことを受けて，使用者は，３月２７日に漸く，三田労働基準監督署の支給決定内容を確認することができた。

そこで，使用者はこれを検討した結果，本件予告通知を撤回することとし，３月３０日，労働者にその旨を通知した。

２　使用者が本件予告通知を送付した行為が明らかに労働基準法第１９条に違反するか

労働契約期間の満了と労働基準法第１９条の解雇制限に関しては，「業務上負傷し又は疾病にかかり療養のため休業する期間中の者」であっても，期間満了による労働契約の終了には労働基準法第１９条第１項の適用はないとするのが行政解釈（昭２３・１・１６基発５６号，昭２４・１２・６基収３９０８号，昭６３・３・１４基発１５０号）である。

また，使用者が本件予告通知を送付したのは平成２１年２月２７日付であるが，三田労働基準監督署が労災認定をしたのは同年３月５日であり，これが労働者に通知されたのは同年３月１２日付であるため，本件予告通知の作成日の時点では，未だ労災認定（支給決定）はなされていなかった。

よって，使用者が本件予告通知をしたことが明らかに労働基準法第１９条に抵触するとまでは言えない。

３　使用者が本件懲戒請求時点において本件予告通知を撤回していなかったことが明らかに違法といえるか

また，前記のとおり，使用者は，三田労働基準監督署による支給決定の内容を確認した上で，本件予告通知を撤回するか否かを検討するという姿勢をとっていたにもかかわらず，労働組合または労働者からは，印字が不鮮明であり，金額や期間，日数等が黒塗りされた支給決定通知しか提供されなかった。

その後，使用者は，仮処分命令申立関係書類の中に含まれていた証拠の中に，支給決定通知の写しが含まれていたことを受けて，三田労働基準監督署の支給決定内容を確認することができ，平成２１年３月３０日付で本件予告通知を撤回した。

この本件予告通知を撤回するまでの一連の使用者の対応は，明らかに違法行

為であるとまでは認められない。

4　結語

以上のとおり，そもそも使用者の行為が明らかに違法であるとまでは認められない状況において，対象弁護士の対応は，使用者の違法行為を是認したものとは評価されない。

よって，対象弁護士において，懲戒に相当すべき非行は認められないので，主文のとおり議決する。

平成２１年１２月１１日

第一東京弁護士会
会　長　田　中　　等　殿

第一東京弁護士会綱紀委員会
委員長　遠　藤　哲　嗣

（別　紙）

資　料　目　録

第１　書証

１　懲戒請求者提出

(1)　懲戒請求書

(2)　２００９年１１月１８日付要望書

２　対象弁護士提出

(1)　答弁書

(2)　乙１　雇入通知書

(3)　乙２　雇用契約終了の予告通知

(4)　乙３　再々要求書

(5)　乙４の１　ＦＡＸ送付状（労働者⇒使用者）

(6)　乙４の２　平成２１年３月１２日付労働者災害補償保険　療養・休業補償給付等支給決定通知（三田労働基準監督署）

(7)　乙５　平成２１年３月１７日付ご連絡（使用者⇒労働組合）

(8)　乙６　２００９年３月１９日付要求書（労働組合⇒使用者）

(9)　乙７　平成２１年３月１９日付本日付要求書に対し（使用者⇒労働組合）

(10)　乙８　２００９年３月２３日付「雇用契約終了の予告通知」撤回要求書（労働組合⇒使用者）

(11)　乙９　平成２１年３月２５日付「雇用契約終了の予告通知」撤回要求書に対し（使用者⇒労働組合）

(12)　乙１０の１　平成２１年３月３０日付通知書（使用者⇒労働者）

(13)　乙１０の２　封筒

(14)　乙１０の３　書留・配達記録郵便物等受領証

(15)　乙１１　地位保全の仮処分申立書

(16)　乙１２　平成２１年３月１２日付労働者災害補償保険　療養・休業補償給付等支給決定通知（三田労働基準監督署）

以　上